

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 8 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険給付、資格管理 2 保険税の賦課 3 保健事業 4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号番号の取得等事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法等に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 前期高齢者システム、国保資格管理システム、国保滞納対策システム、国民健康保険税システム、国保給付システム、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者向け中間サーバー等システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険事務ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の24及び44の項及び別表省令第16条及び第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項、住民基本台帳法第30条の9別表第一の73の2の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)</p> <p>【情報照会】 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の70の項、命令第72条 ○第2条の表の71の項、命令第73条</p> <p>【情報提供】 ○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条 ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の6の項、命令第8条 ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の16の項、命令第18条 ○第2条の表の19の項、命令第21条 ○第2条の表の27の項、命令第29条 ○第2条の表の38の項、命令第40条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の56の項、命令第58条 ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の83の項、命令第85条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の111の項、命令第113条 ○第2条の表の115の項、命令第117条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の131の項、命令第133条 ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の145の項、命令第147条 ○第2条の表の158の項、命令第160条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民部保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 保険年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |

| | |
|---------------------------------|---|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 福生市役所 市民部保険年金課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福生市役所 市民部保険年金課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|---------------------------|
| 平成27年12月25日 | 公表日 | 平成27年3月31日 | 平成27年12月25日 | 事後 | |
| 平成27年12月25日 | I 関連情報 5. ②所属長 | 前課長名 | 現課長名 | 事後 | |
| 平成27年12月25日 | II しきい値判断項目 時点 | 平成27年2月28日時点 | 平成27年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月17日 | システムの名称 | | 国保総合(国保集約)システム(追加) | 事前 | |
| 平成29年12月1日 | 法令上の根拠 | 43の項 | 43の項、別表第二省令第25条の2 | 事後 | 形式的な変更のため重要な変更 に該当しない。 |
| 平成30年12月1日 | I 関連情報 5. ②所属長 | 保険年金課長 中島 薫 | 保険年金課長 | 事後 | 形式的な変更のため重要な変更 に該当しない。 |
| 平成30年12月1日 | I 関連情報 4. ②法令上の 根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 42の項、別表第二省令第25条 43の項、別表第二省令第25条の2 | 【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の第27、42、43 の項 ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の第1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、 第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条 の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第 24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条 の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53 | 事後 | 形式的な変更のため重要な変更 に該当しない。 |
| 令和1年6月27日 | IVリスク対策 | 該当なし | 様式改正に伴い記載 | 事前 | |
| 令和1年12月16日 | I 関連情報 4. ②法令上の 根拠 | 【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の第27、42、 43、の項 | 【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の第27、42、 43、44、45の項 | 事後 | 形式的な変更のため重要な変更 に該当しない。 |
| 令和2年6月10日 | I 関連情報 5. ②法令上の 根拠 | | 【情報照会】 ・別表第二省令第26条 | 事後 | |
| 令和2年6月10日 | I 関連情報 5. ②法令上の 根拠 | 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の第119の項 | 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の第120の項 | 事後 | |
| 令和3年6月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和5年7月3日 | 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項、別表第一省令第16条及び第24条 | 番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項、別表第一省令第16条及び第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年7月3日 | I 関連情報 4. ②法令上の根拠 | <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第27、42、43、44、45の項 別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 | <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第27、42、43、44、45の項 別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年7月3日 | IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 委託しない | 十分である | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年9月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険給付、資格管理 2 保険税の賦課 3 保健事業 | <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険給付、資格管理 2 保険税の賦課 3 保健事業 4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号番号の取得等事務 | 事後 | |
| 令和5年9月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 前期高齢者システム、国保資格管理システム、国保滞納対策システム、国民健康保険税システム、国保給付システム、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム | 前期高齢者システム、国保資格管理システム、国保滞納対策システム、国民健康保険税システム、国保給付システム、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等システム | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和6年6月28日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項、別表第一省令第16条及び第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 番号法第9条第1項 別表の24及び44の項及び別表省令第16条及び第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項、住民基本台帳法第30条の9別表第一の73の2の項 | 事後 | |
| 令和6年6月28日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第27、42、43、44、45の項 別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | <p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(以下「命令」という。)</p> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の70の項、命令第72条 ○第2条の表の71の項、命令第73条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条 ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の6の項、命令第8条 ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の16の項、命令第18条 ○第2条の表の19の項、命令第21条 ○第2条の表の27の項、命令第29条 ○第2条の表の38の項、命令第40条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の56の項、命令第58条 ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和6年6月28日 | | | ○第2条の表の83の項、命令第85条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の111の項、命令第113条 ○第2条の表の115の項、命令第117条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の131の項、命令第133条 ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の145の項、命令第147条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | | |
| 令和6年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日 時点 | 令和6年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日 時点 | 令和6年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年6月28日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 | なお、これらの事務に関して、番号法等に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |